

# 福岡県事業承継支援ネットワーク専門家登録要領

福岡県事業承継支援ネットワーク事務局

## (通則)

第1条 福岡県事業承継支援ネットワーク事務局（以下「NW事務局」という。）が実施する専門家派遣事業で派遣する専門家の登録及び更新等については、この要領に定めるところによる。

## (専門家の要件)

第2条 NW事務局に登録する専門家は、事業承継診断により掘り起こされた中小企業者等の課題についての的確に分析、診断、助言等を行うことができる専門性の高い知識、技能、経験等の能力と事業承継支援に対する熱意を有していなければならない。

## (専門家の募集)

第3条 専門家の募集は原則として公募とし、NW事務局は多岐にわたる課題に対応できるよう中小企業診断士、税理士、公認会計士、弁護士、司法書士、社会保険労務士等の幅広い分野の専門家を募集する。

## (専門家の登録及び登録期間)

第4条 NW事務局の専門家として登録を希望する者は、専門家登録申請書(様式1)に次の各号の書類を添えて提出し、審査の上で登録するものとする。

(1) 経歴書(様式2)

(2) 支援実績(様式2-1)

2 専門家登録を受けようとする者は、次の各号に定める基準に該当するものであることを要する。

(1) 中小企業支援に関する特定資格を有して専門家登録を受けようとする者は、該当資格取得後3年を超える実務経験を有するもの。

(2) 中小企業の経営に関する指導経験や知識を有することで専門家登録を受けようとする者は、当該専門分野にて3年を超える実務又は指導経験を有するもの。

(3) NW事務局が上記登録基準と同等の能力を有すると認めたもの。

3 2に定める登録基準に該当する者で、福岡県事業承継支援ネットワークの構成機関が推薦する専門家については、専門家登録推薦書(様式5)を当該構成機関が記入の上、提出するものとする。

4 NW事務局は、専門家の登録を行ったときは 専門家登録決定通知書(様式3)を当該専門家に通知するものとする。

5 専門家の登録期間は、登録を行った日からその年度の3月31日までとする。登録の

継続については意向確認を行ったうえで、1年毎の更新とする。登録の更新を希望する者は、専門家登録更新申請書（様式7）をNW事務局に提出するものとする。ただし、本事業の開始から一定期間経過後、派遣実績や中小企業者等からの評価を踏まえ、更新の可否を判断するなど、登録の見直しを行う場合がある。

- 6 NW事務局は、専門家登録の更新を行ったときは専門家登録更新決定通知書（様式8）を当該専門家に通知するものとする。

#### **（専門家登録の取下げ）**

第5条 登録専門家は、やむを得ない事由があるときは、専門家登録の取下げを申し出ることができる。

- 2 専門家登録の取下げを希望する者は、専門家登録取下げ届（様式4）をNW事務局に提出するものとする。
- 3 NW事務局は、専門家登録取下げ届（様式4）を受領したときは、内容を確認のうえ速やかに当該専門家の登録を抹消するものとする。

#### **（専門家登録の取消）**

第6条 NW事務局は、登録専門家が次の各号の一に該当する場合には、専門家登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 福岡商工会議所およびNW事務局の信用を著しく傷つけた若しくはそのおそれがあると認められる場合
- (2) 病気等により診断・助言の業務に堪えられないと認められる場合
- (3) 刑罰に処せられたと認められる場合
- (4) その他登録専門家として不適格と判断される場合

#### **（専門家の守秘義務）**

第7条 専門家は、派遣を引き受けることにより知り得た企業の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益のために利用しないものとする。

#### **（その他）**

第8条 この要領に定めるものの他、本事業の実施に関して必要な事項はNW事務局が別に定める。

#### **附則**

この要領は平成30年4月1日から施行する。

この改正は平成30年8月3日から適用する。

この改正は平成31年3月22日から適用する。